

小売事業に係る制度について

ガスの小売事業について、新規事業者が参入しやすくし、利用者が十分な情報を得て事業者を選択できる制度とするため、どのような規制及び義務を設けるべきか。

1. 【論点1-1】事業類型の見直し

(1) 現行制度の事業類型

現行のガス事業法（以下「現行法」という。）に定義されている「ガス事業」は、「一般ガス事業」、「ガス導管事業」、「大口ガス事業」及び「簡易ガス事業」¹の4類型である。卸供給は平成15年のガス事業法改正により自由化され、現行法には規定されていない。

①一般ガス事業

一般ガス事業とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業のうち、簡易ガス事業を除くものと定義されている（第2条第1項）²。一般ガス事業を営むためには、経済産業大臣の許可が必要である（第3条）。これは、一般ガス事業が国民生活及び産業活動に必需のガスを供給する事業であり、また、導管による大規模なガス供給は規模の経済性を有しているため、二重投資及び過剰投資の弊害を防止することが国民経済上望ましいと考えられるからである。

一般ガス事業者は、ガス導管網の維持・管理と小売の両方を行い、許可された供給区域内において小口利用者（年間使用契約量10万m³未満の利用者）に対し独占的にガスを供給する。一方、独占の弊害から利用者を守るため、供給区域においては一般ガス事業者の提示する条件でガスの供給を求められた場合、それを拒否できない供給義務が課されるとともに（第16条）、料金その他の供給条件を定める供給約款は、経済産業大臣による認可が必要である（第17条）。一般ガス事業者が維持・管理するガス導管は、他者からの求めがあれば託送供給に供する義務が課せられている。託送料金その他の託送条件を定める託送供給約款は、経済産業大臣に届け出る必要があり、特定の利用者に差別的取扱いを行うなど料金その他の託送条件が不適切な場合は、経済産業大臣が変更を命令することができる（第22条）。

平成26年4月時点で、一般ガス事業者は207事業者ある。このうち、自らLNG受入基地を保有している事業者は9事業者あり、残る198事業者は、これら9事業者や国産天然ガス事業者及び電気事業者等から導管、ローリー、貨車、内航船等によりガスの卸を受けている。

¹ 簡易ガス事業については、後の回で議論することとし、今回は取り扱わない。

² () 内に単に条文番号が記されている場合、現行のガス事業法のそれを指す。

②ガス導管事業

ガス導管事業は、現行法において、自らが維持・運用する一定規模以上の導管（以下「特定導管」という）によりガスの卸供給、託送供給又は大口ガス供給を行う事業のうち、簡易ガス事業及び一般ガス事業者が供給区域内で行うものを除いたものと定義されている（第2条第5項）。ガス導管事業を営むためには、経済産業大臣への届出が必要である（第22条の5及び第37条の7の2）。届け出られた事業の用に供する特定導管が一般ガス事業者の供給区域内にあり、それを供用することが供給区域内のガス利用者の利益を阻害するおそれがあれば、経済産業大臣は届出の変更又は中止を命令することができる（第22条の5及び第37条の7の2）。これを二重導管規制と呼ぶ。このように、ガス導管事業を営むにあたり届出を求め、変更・中止命令も可能とした理由は、平成15年の法改正までガス導管事業には規制がなかったことを踏まえれば、事業の開始は引き続き事業者の自主的判断によることが適当であるものの、二重導管による利益の阻害を防止する最低限の規制は必要なためである。

ガス導管事業の届出をした者のうち、一般ガス事業者以外の者をガス導管事業者という。ガス導管事業者は、一般ガス事業者と異なり、独占的にガスを供給する区域は一切設定されない。したがって、供給義務も課せられない。一方、ガス導管事業者が維持・管理する特定導管にも、託送供給の用に供する義務は課されており、託送供給約款を定めて経済産業大臣に届け出る必要がある（第37条の8において準用する第22条）。また、ガス導管事業者が大口ガス供給を行う場合、経済産業大臣への届出が必要である。届け出られた大口ガス供給が一般ガス事業者の供給区域内にあり、それが供給区域内のガス利用者の利益を阻害するおそれがある場合や、供給区域外であっても一般ガス事業の開始が見込まれる地域で、その開始が著しく困難になるおそれがある場合には、経済産業大臣は届出の変更又は中止を命令することができる（第37条の7の3）。

ガス導管事業者は、一般ガス事業者への卸供給等を行う国産天然ガス事業者、輸送導管を運営するパイプライン事業者、及び自営導管を用いて大口利用者にガスを販売する電気事業者及び石油事業者等であり、平成25年3月時点で23事業者ある。また、ガス導管事業者による大口ガス供給は、平成25年3月時点で、14事業者から194件の届出がなされている。

③大口ガス事業

大口ガス事業は、大口ガス供給を行う事業のうち、簡易ガス事業、一般ガス事業者がその供給区域内で行うもの及びガス導管事業を除くものと定義されている（第2条第8項）。大口ガス供給とは、経済産業省令で定める一定量以上の需要に応じて行う導管でのガス供給のうち、生産工程、資本関係、人的関係等において密接な関係を有する者に対して行うもの（これを特定供給という）を除くものである。大口ガス事業を営むためには、経済産業大臣に届け出る必要がある。届け出られた大口ガス事業が一般ガス事業者の供給区域内で行われ、その供給が一般ガス事業者の供給区域内のガ

ス利用者の利益を阻害するおそれがあれば、経済産業大臣は届出の変更又は中止を命令することができる（第23条、第37条の9において準用する第37条の7の3）。大口ガス事業の届出は、平成25年3月時点で、計80事業者から533件（一般ガス事業者：60事業者・435件、その他の事業者：20事業者・98件）なされている。

一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者で、大口供給の届出をして供給を行う者を大口ガス事業者という。大口ガス事業者には、特定導管に満たない規模の導管を用いて大口供給を行う事業者、自ら導管を維持・運営せず大口ガス供給のみを行う事業者がある。大口ガス事業者には独占的な供給区域が設定されない。したがって、供給義務は課されない。また、特定導管を有しないため、託送義務も課されない。

<参考> ガス事業者（簡易ガス事業者除く）の規制体系

事業者の類型		供給対象	事業規制	料金規制	義務	事業の 休止・廃止
ガス事業者	一般ガス事業者	小売 年間のガスの供給量が10万m ³ 未満の需要（いわゆる規制部門）	許可 （供給区域外での大口供給は別途届出が必要）	認可 ・料金値下げの場合は届出 ・総括原価方式 ・変更命令あり ・約款の公表義務あり	供給義務あり （大口供給は供給区域内に限る）	許可
		年間のガスの供給量が10万m ³ 以上の需要（いわゆる自由化部門）		なし		なし
	導管	—	小売許可に含まれる （供給区域外でガス導管事業を営む場合は届出）	届出 ・託送供給約款（料金含む）の届出 ・総括原価方式 ・変更命令あり ・約款の公表義務あり	託送供給義務あり	小売許可に含まれる （供給区域外でガス導管事業を営む場合は届出）
	ガス導管事業者	小売 年間のガスの供給量が10万m ³ 以上の需要（いわゆる自由化部門）	届出	なし	なし	なし
		導管	—	届出	届出 ・託送供給約款（料金含む）の届出 ・変更命令あり ・約款の公表義務あり	託送供給義務あり
大口ガス事業者	小売 年間のガスの供給量が10万m ³ 以上の需要（いわゆる自由化部門）のうち、一般ガス事業者、ガス導管事業者が行うもの以外	届出	なし	なし	なし	
非ガス事業者 （参考※）	卸ガス事業者	一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業への卸ガス供給	非規制	—	—	—
	特定供給	密接関連性を有する特定の供給相手の需要（需要規模に制限なし）	届出	なし	なし	なし

（※）ガス事業法第2条第10項でいう「ガス事業」以外のガス供給事業を行う事業者

（2）見直しの必要性

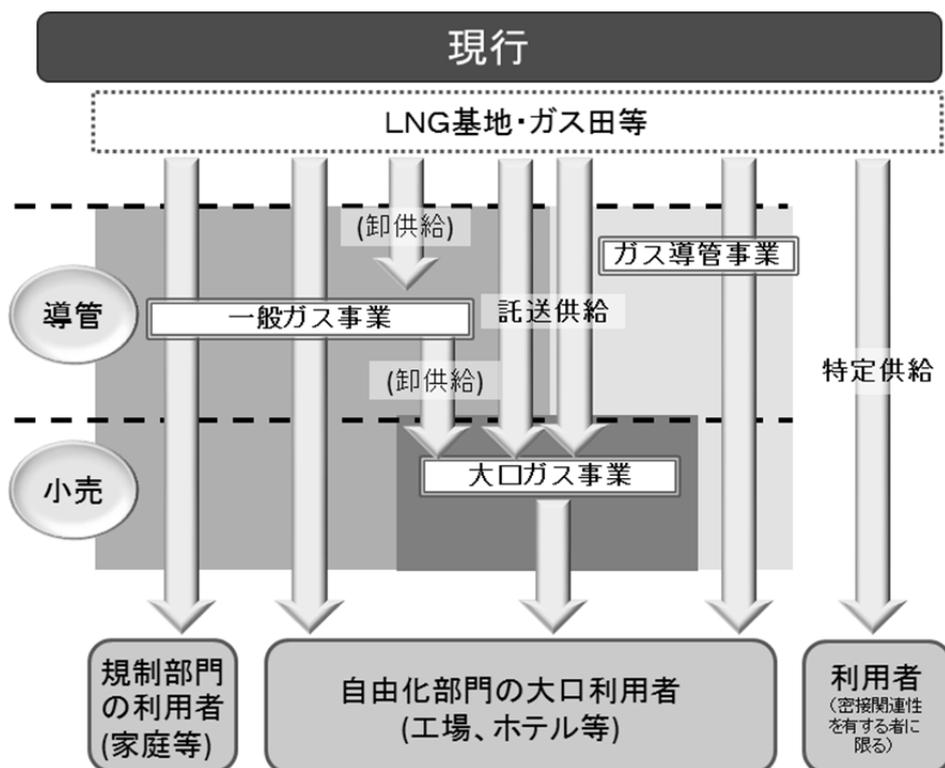
小売を全面自由化すれば、独占的に小売事業を行う事業者はなくなり、そのための供給区域を設定する必要もなくなる。また、小売の自由化分野（大口供給）と規制分野（小口供給）との区別の必要性も失われることとなる。さらに、独占を前提として

一般ガス事業者に課されていた供給義務も必要ないと考えられることができる。その結果、現行法の一般ガス事業者が行うガス小売事業と、新規参入事業者による小売事業を区別する必要もなくなる。また、供給区域及び供給義務がなくなれば、一般ガス事業者が行う導管事業とガス導管事業者が行う導管事業は、等しく特定導管への託送義務が課せられる対象となり、果たすべき義務の程度は同じになるため、導管事業として両者を区別する必要もなくなる。以上を踏まえ、小売の全面自由化に対応した、新たな事業類型の在り方を検討する必要がある。

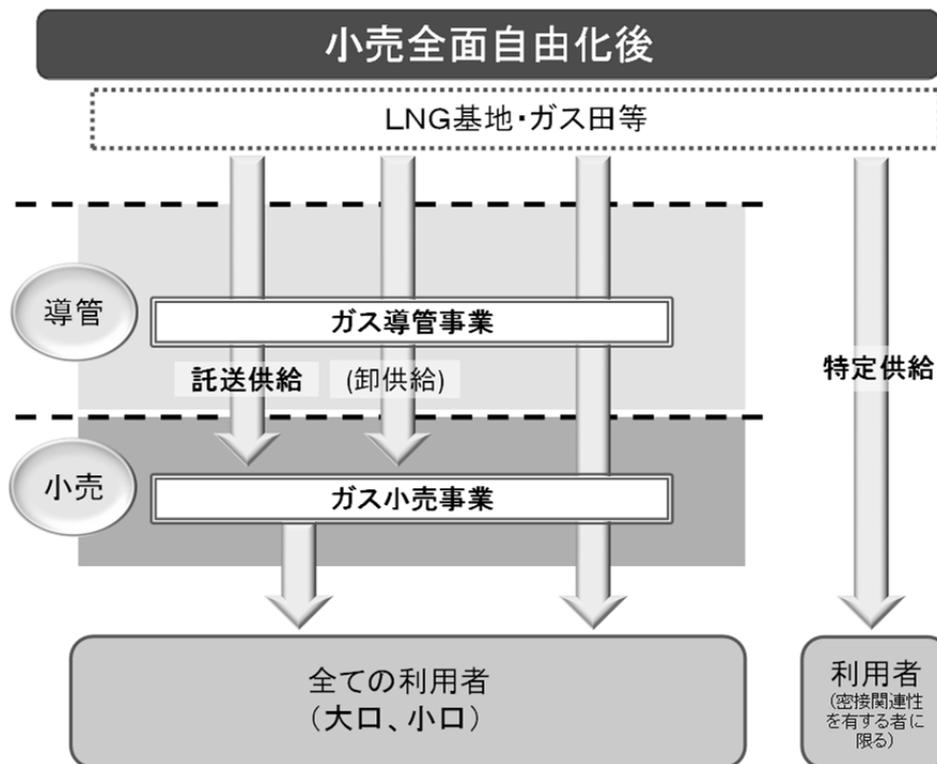
(3) 論点

小売を全面自由化する場合、ガスの供給を担う事業に対する規制の在り方、義務の在り方を審議するに当たっては、事業類型は、大口・小口を問わずガスの小売を行う「ガス小売事業」と、ガス導管の維持・運営を行い、卸や小売のためのガスの託送を担う新たな「ガス導管事業」との2つに大きく整理できるのではないかと。そして、事業者は自ら営もうとする事業内容に応じて、これらのいずれか、あるいは双方に係る規制を課すこととすべきではないかと。

<参考> 現行及び小売全面自由化後の事業類型のイメージ³



³ 本図では、簡易ガス以外のガス事業を示している。なお、卸供給及び特定供給はガス事業法にいう「ガス事業」に該当しないため、ここでは示していない。



2. 【論点1－2】ガス小売事業に対する規制の程度⁴

(1) 現行制度の事業規制

現行法では、1.(1)のとおり、ガスを小売りする事業のうち、一般ガス事業を営む場合は経済産業大臣の許可を必要とする一方、ガス導管事業及び大口ガス事業を営む場合は届出が必要である。

(2) 見直しの必要性

小売を全面自由化すれば、一般の需要、すなわち不特定多数の需要に応ずるガスの供給を、従来の事業類型の別なく行えることとなる。新規参入を促す観点からは、小売事業には過度に厳しい参入規制を設けるべきではない。一方、小売事業者には契約した利用者に確実にガスを供給することが求められること、また供給先に一般家庭等も含まれるため一定の利用者保護が必要であることから、小売事業を全く規制しないことは適当でないと考えられる。以上を踏まえ、小売事業の開始に係る新たな規制の在り方を検討する必要がある。

(3) 論点

ガス小売事業を営もうとする者には、ガスの安定供給の確保と家庭を含む利用者保

⁴ 以下、今回は「ガス小売事業」の規制の在り方について検討し、「ガス導管事業」については次回以降で検討する。

護の観点から、以下のいずれの規制を課すことが適当か。

①届出制

ガス小売事業を営もうとする事業者に、事業開始前に法人名やその所在地、事業開始の予定時期などの形式的事項を届け出をすることを求める。届出があった場合、行政は届出内容に不備がないか確認するが、事業者の適格性について実質的な審査まではしない。届出をした事業者に対し、行政が事後的に業務改善や事業停止等を命令できる制度とすることは可能であるが、行政が事業者に退出を求める制度とすることはできない。

<参考>届出制の例

○ガス事業法

(ガス導管事業の届出)

第三十七条の七の二 一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(以下略)

(改善命令)

第二十五条の二 経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に一般ガス事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置をすみやかに行なわないとき、一般ガス事業者が第四十条の二第二項の規定による調査若しくは同条第三項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他そのガスの供給の業務の方法が適切でないため、ガスの使用者の利益を阻害しているときは、一般ガス事業者に対し、その供給の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

※ 本条はガス導管事業者について準用。

○貨物自動車運送事業法（平成元年十二月十九日法律第八十三号）

(貨物軽自動車運送事業)

第三十六条 貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者(以下「貨物軽自動車運送事業者」という。)が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(事業改善の命令)

第二十六条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を変更すること。

二 運送約款を変更すること。

三 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。

四 貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

五 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

六 前各号に掲げるもののほか、荷主の利便を害している事実がある場合その他事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められる場合において、事業の運営を改善するために必要な措置を執ること。

(許可の取消し等)

第三十三条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。(以下略)

※ 第26条及び第33条は、貨物軽自動車運送事業者について準用。その場合、第33条中の「若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる」とあるのは「又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる」と読み替え。

○内航海運業法（昭和二十七年五月二十七日法律第五十一号）

（登録及び届出）

第三条（略）

2 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（輸送の安全確保に関する命令等）

第二十五条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者がその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めて輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、内航海運業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者に対し、業務運営の改善、船質の改善その他当該事業の合理化に関し勧告することができる。

②登録制

ガス小売事業を営もうとする事業者は、事業開始前に行政による登録を受けることを求める。登録に際しては、届出制と同様に形式的事項の提出を求めることに加え、小売するガスを確保する体制が整っているか、ガスの使用者の利益を損なうおそれがないかなど、小売事業者としての最低限の適格性を備えているか行政が確認し、備えていなければ登録を認めない制度が考えられる。登録をした事業者に対し、行政が事後的に業務改善命令等を行える制度とすることは可能である。さらに、事業者としての適格性が失われたと判断された場合、行政が登録を抹消することにより事業から退出させることも可能である。

<参考>登録制の例

○電気事業法改正法案

（事業の登録）

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

（登録の拒否）

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないとして認められる者

2 (略)

(登録の取消し)

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

2 (略)

(業務改善命令)

第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。(以下略)

○電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）

(電気通信事業の登録)

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。(以下略)

(登録の拒否)

第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でないとして認められる者

2 (略)

(登録の取消し)

第十四条 総務大臣は、第九条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の登録を取り消すことができる。

- 一 当該第九条の登録を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第九条の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 第十二条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

2 (略)

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。(以下略)

③許可制

ガス小売事業を営もうとする事業者は、現行法の一般ガス事業者と同様、事業開始前に行政による許可を得ることを求める。許可に際しては、小売事業者としての適格性に加え、公共の利益を阻害しないこと等、登録制より厳しい基準により行政が審査することとなる。また、事業者が法令等に違反し、公共の利益を阻害すると判断された場合、行政が許可を取り消すことにより事業から退出させることも可能である。

<参考>許可制の例

○ガス事業法

(事業の許可)

第三条 一般ガス事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その一般ガス事業の開始が一般の需要に適合すること。
- 二 その一般ガス事業のガス工作物の能力がその供給区域又は供給地点におけるガスの需要に応ずることができるものであること。
- 三 その一般ガス事業の開始によつてその供給区域の全部若しくは一部において又はその供給地点についてガス工作物が著しく過剰とならないこと。
- 四 その一般ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 五 その一般ガス事業の計画の実施が確実であること。
- 六 特定ガス発生設備に係るものにあつては、当該特定ガス発生設備によるガスの供給が円滑に実施される見込みがあり、かつ、その供給地点につき、特定ガス発生設備に代えて、これ以外のガス工作物によりすみやかにガスの供給を行なうべき確実な計画を有するものであること。
- 七 その他その一般ガス事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切であること。

(事業の許可の取消し等)

第十四条 経済産業大臣は、一般ガス事業者が第七条第一項の規定により指定した期間（同条第三項の規定による延長があつたときは、延長後の期間。以下同じ。）内に事業を開始しないときは、第三条の許可を取り消すことができる。

- 2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、一般ガス事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条の許可を取り消すことができる。
- 3 経済産業大臣は、前二項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその一般ガス事業者に送付しなければならない。

○航空法（昭和昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号）

(許可)

第百条 航空運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。（以下略）

(許可基準)

第百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 国際航空運送事業に係るものにあつては、当該事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合する計画を有するものであること。

五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。

イ 第四条第一項各号に掲げる者

ロ 航空運送事業又は航空機使用事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ この法律の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ニ 法人であつて、その役員がロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 会社であつて、その持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。）その他の当該会社の経営を実質的に支配していると認められる会社として国土交通省令で定めるもの（以下「持株会社等」という。）が第四条第一項第四号に該当するもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、航空運送事業の許可をしなければならない。

（事業の停止及び許可の取消し）

第百十九条 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第百条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのにこの章の規定により許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

3. 【論点 1－3】小売料金規制の必要性

（1）現行制度

現行法において、ガス料金は、1.（1）のとおり、一般ガス事業者の供給区域内における小口利用者に係るものについて、供給約款の中で料金を定め、経済産業大臣の認可を得る必要がある（第17条第1項）。これは、ガスの安定的な供給の維持・確保を図るために、供給に要する費用の適正な回収を確保する一方で、その事業者が独占的な地位を利用して過度の利益を得ることを防止し利用者の利益を保護する、という両面を考慮している。供給約款の認可にあたっては、料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、特定の者に対し不当に差別的取扱いをするものでないこと等を審査する（第17条第2項）。

また、利用者に多様な料金の選択肢を提供するよう促すため、効率的な設備使用や事業運営に資するような供給条件を選択約款として設定することを認めている（第17条第11項）。選択約款は経済産業大臣に事前に届け出なければならない。選択約款が特定の者に対し不当に差別的取扱いをする等の場合、経済産業大臣はその内容の変更を命令することができる（第17条第13項）。

一方、大口利用者の料金は、一般に供給事業者との間で価格交渉力を有すると考えられることから、当事者間の交渉により料金を設定できる（第20条）。

(2) 見直しの必要性

小売を全面自由化すれば、供給区域において独占的に小売事業を営む事業者はなくなる。このため、供給の独占を前提として一般ガス事業者に課されていた料金規制についても、その必要性を検討する必要がある。

(3) 論点

各小売事業者が小口利用者の料金を自由に設定し、利用者が様々な料金メニューから選択できるようにする必要があること、大口利用者向けの小売事業では有力な競争者が存在し、既に一定の新規参入があること、LPガスやオール電化等といった他エネルギーとの競争も活発であることを踏まえれば、都市ガス事業への新規参入の可能性が低い地域も含め、小売の全面自由化に伴い小売料金規制は撤廃することとしてよいか。

今通常国会に提出された電気事業法改正法案（以下、単に「電気事業法改正法案」という。）においては、小売の全面自由化後しばらくの間、旧一般電気事業者に対し、小口利用者について規制料金での供給義務を課す経過措置を置くこととしている。これは、電気が国民生活に必需で代替性に乏しい財であること、一般電気事業者に対抗し得る競争者が十分に存在しておらず、直ちに料金規制を撤廃すると規制なき独占を招くおそれがあると考えられることによる。電気とガスの代替性の違い、都市ガスと他エネルギーとの競争環境等を踏まえ、都市ガスではこのような経過措置は必要ないと考えてよいか。

また、小売料金規制を廃止する場合でも、小売事業者が著しく不適切な料金設定を行うなど、大きな問題が生じた場合には対応できるよう、そうした場合には規制当局が改善を命じる手段も担保すべきか。

4. 【論点1－4】利用者保護の観点からガス小売事業者に課すべき義務

(1) 現行の利用者保護規制

現行法では、3.(1)にあるとおり、一般ガス事業者に対し、料金その他供給条件について供給約款を定めて経済産業大臣の認可を受けることを、また、選択約款を定める場合は事前に経済産業大臣へ届け出ることを、それぞれ義務づけている。

供給約款及び選択約款は、実施の10日前から掲示し、公表することが義務づけられている。供給区域内の小口利用者に対しては、供給約款又は選択約款以外の条件による供給が禁止されている（第20条）。大口供給については、供給条件を当事者間の交渉により決めることができ、上記の規制は適用されないが、利用者が法人であることがほとんどで、一般に供給条件等を書面で取り交わした上で小売されている。

（２）見直しの必要性

小売を全面自由化すれば、供給区域において独占的に小売事業を営む事業者はなくなる。その結果、様々な小売事業者により料金等の供給条件について多様な選択肢が提案されることが期待される。その際、それぞれの選択肢について十分な説明がされなければ、利用者は適切な選択を行うことが困難になるおそれがある。

また、大口供給については、（１）のとおり現状でも一般供給条件が書面で取り交わされている。一方、全面自由化に伴い、参入する小売事業者や利用者に提供される供給条件が多様になると見込まれることから、引き続き利用者が供給条件を正確に理解できる環境を整備する必要があると考えられる。

このため、小売事業者による柔軟かつ多様な選択肢の提案を阻害せず、かつ、利用者が適切に選択できるよう、小売事業者による利用者への情報提供の在り方を検討する必要がある。

（３）論点

供給条件をそれが変更される場合も含め、全て行政に届け出ることを義務づければ、小売事業者の事務負担が増し、結果的に多様な供給条件の選択肢を提案することを抑制するおそれがある。こうした点を考慮し、行政に対する届出義務や揭示義務を課さないことは妥当か。

一方、利用者が十分な情報を得るため、小売事業者に対し、小売契約を締結しようとする際に料金その他の供給条件を利用者に説明する義務を課すとともに、その内容を利用者がいつでも確認し、他の供給条件や他の事業者による提案と比較できるよう、その説明内容を書面で交付するよう義務づけるべきではないか。説明すべき事項としては、消費者保護の観点から、役務・商品についての情報提供を事業者に特に求める他法令の例を踏まえ、例えば、①事業者の名称、②供給条件、③適用される料金、④事業者または利用者が契約変更・解除を行う場合の条件、などが挙げられるのではないか。また、契約内容を明確にし、後日の紛争を未然に防止するとともに、万一紛争が生じた場合にも契約に従って解決可能なものとするため、契約締結後にも、事業者の名称、契約年月日及び供給条件等を記載した書面を交付するよう義務づけるべきではないか。

さらに、利用者の利便性を高めるとともに、それぞれの選択肢を比較するサービスを提供しやすくする環境整備をするため、これらの書面交付は、インターネットなど情報通信技術を用いて行うことも可能とすべきではないか。

<参考>小売事業者に対し、提供条件に関する説明義務を課している例

○電気事業法改正法案

（小売電気事業者等の供給条件の説明等）

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者であ

る者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(小売電気事業者等の書面の交付)

第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

○電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号)

(提供条件の説明)

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「電気通信事業者等」という。)は、電気通信役務の提供を受けようとする者(電気通信事業者である者を除く。)と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

○電気通信事業法施行規則(昭和六十年四月一日郵政省令第二十五号)

(提供条件の説明)

第二十二条の二の二 (略)

2 法第二十六条に規定する説明は、次項各号に掲げる事項(以下この項において「説明事項」という。)をわかりやすく記載した書面(カタログ、パンフレット等を含む。第六号において同じ。)を交付して行わなければならない。ただし、電気通信役務の提供を受けようとする者が、書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

一 電子メールを送信する方法であつて、電気通信役務の提供を受けようとする者が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 電気通信役務の提供を受けようとする者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイル(以下この号において「申込者ファイル」という。)に記録された説明事項を電気通信回線を通じて電気通信役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの

記録がされた説明事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの

四 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明事項を記録したものを交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。）

（以下略）

5. 【論点 1－5】 安定した供給確保の観点からガス小売事業者に課すべき義務

（1）安定供給確保に係る現行の制度的枠組み

現行法では、一般ガス事業者に対して事業許可の際に供給区域内の需要に対する供給能力を確認するとともに（第5条）、その区域内の一般の需要に応ずる供給義務を課している（第16条）。これにより、一般ガス事業者が自らの小売需要に応じた供給能力に加え、十分な予備供給能力を確保する。その結果、供給区域内において大口ガス事業を営む事業者が需要に応じた供給能力を確保できない場合であっても、需給バランスが保たれることとなる。大口ガス事業者やガス導管事業者に対しては、このような供給能力の確保義務は課していない。

（2）見直しの必要性

小売を全面自由化すれば、一般ガス事業者と新規参入者の行う小売事業に区別がなくなり、一般ガス事業者にのみ供給能力の確保義務を求めることは、競争条件を対等にする観点からは均衡を欠くこととなる。そこで、ガスが安定的に供給されるよう、供給能力を確保するための措置を新たに設ける必要があると考えられる。

（3）論点

小売されるガスの供給能力の確保を、現行法のように特定の事業者に求めるのではなく、全ての小売事業者に義務づけることが適切か。具体的には、事業開始に際して、利用者のガスの需要に応じるために必要と見込まれる供給能力が確保されているか否かを確認すべきか。

<参考>小売事業者の事業開始に際し、供給能力の確保を確認する例

○電気事業法改正法案

（登録の申請）

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一、二 （略）

三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項（以下略）

また、ガスの小売供給に関する契約を締結した場合には、当該利用者の需要に応ずることができる供給能力の確保を義務づけるべきか。

<参考>小売事業者に対し供給能力の確保を義務づける例

○電気事業法改正法案

(小売電気事業者の供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

(以下略)

さらに、各小売事業者が供給能力を確保しているか否かを継続的に行政が確認するため、小売事業者に対し、どの地域でどの程度の量の小売を計画し、必要なガスをどのように調達するか、毎年度の供給計画等の形で提出するよう義務づけるべきか。

<参考>事業開始時に事業計画の提出を求める例

○ガス事業法

(ガスの供給計画)

第二十五条 一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降の経済産業省令で定める期間について、ガスの供給計画を作成し、当該年度の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 一般ガス事業者は、ガスの供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 一般ガス事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、ガスの供給計画のうち経済産業省令で定める事項を営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、ガスの供給計画の変更が公共の利益の増進を図るため特に必要であると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

5 経済産業大臣は、一般ガス事業者がそのガスの供給計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガスの供給計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。

○電気事業法改正法案

(供給計画)

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（電気事業者となつた日を含む年度にあつては、電気事業者となつた後遅滞なく）、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

(以下略)

6. 【論点1－6】最終保障サービスの必要性

(1) 現行法における最終保障サービスの扱い

最終保障サービスとは、料金その他の供給条件についてどの小売事業者とも合意に至らなかった利用者が現れた場合、その利用者に対し、いずれかの事業者が所定の条件で最終的に供給を保障する制度である。

現行法では、一般ガス事業者の供給区域内では、大口利用者を含め供給約款又は選択約款に基づく供給が保障される。一方、平成7年から小売を部分自由化し、供給区域外でも大口利用者への供給が認められることとなったが、こうした供給区域外の利用者に対して最終保障サービスは義務づけられていない。

電気事業法では、電気が国民生活や経済活動に必要不可欠な必需財であるという観点から、小売が自由化されている大口利用者について、一般電気事業者が最終的に供給を保障する制度を設けている。電気事業法改正法案においても、この最終保障サービスに関する規定は存続させ、その責任は小売事業者間の自由競争を促進する観点から一般送配電事業者が負うこととされている。最終保障サービスの供給条件は最終保障約款として定め経済産業大臣に届け出る義務がある。

<参考>最終供給保障の例

○電気事業法改正法案

(一般送配電事業者の最終保障供給約款)

第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(以下略)

(2) 見直しの必要性

小売を全面自由化し、その対象に家庭などの小口利用者が含まれる際に、最終保障サービスを設けるか検討する必要がある。

(3) 論点

一般ガス事業は、電気事業と異なり供給区域が全ての地域に及んでおらず、熱エネルギー源としてはLPガス、電力、石油等の代替手段が比較的容易に確保される。また、(1)のとおり、現行法では供給区域外の大口利用者について最終保障サービスを義務づけていないが、それによる弊害は特に生じていない。以上を踏まえ、電気事業法のような最終保障サービスを新たに義務づける必要はないと考えてよいか。